

愛媛県自動車整備振興会 青年部代表者会規約

(目 的)

第1条 本会青年部代表者会（以下、「本会」という。）は、愛媛県内における自動車整備業界の次代を担う各支部青年部の役員をもって組織し、会員相互の啓発と連携を強め、且つ、自動車整備業界の進歩発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、愛媛県自動車整備振興会青年部代表者会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は振興会内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 自動車整備業並びにそれに付帯する事業の経営・技術に関する研究改善及びその実施に関すること
- (2) 会員相互の親睦を図る行事に関すること
- (3) 支部青年部の組織強化の推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 県内の自動車整備業で組織する支部に所属する青年部役員とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

会 長	1名
副会長	5名以内

(役員を選任等)

第7条 会長・副会長の選任は、総会に於いて会員の互選とする。

2. 各支部より2名ずつ選出された選考委員により選考委員会を開き、6名以内の役員候補者を選出する。

3. 選出された役員により役員会を開き、正副会長を選出する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代理する。

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び正副会長会とし、第4条の事業を行うため必要なときに会長が召集し、その議長となる。

2. 総会は定期総会と臨時総会とし、会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数を以て議決する。

3. 正副会長会は、その過半数の出席により成立し、総会に提出する議案の審議並びに本会の運営方法についての審議を行う。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約の改正)

第11条 規約の改正は、総会で決議する。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項及び緊急かつ必要な事項は、正副会長会の議決を経て、会長が定める。

附 則 この規則は平成24年8月1日から施行する。

この規則の一部改正は平成26年8月9日から施行する。

この規則の一部改正は平成28年8月6日から施行する。